

物件登録・情報検索規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 沖縄県不動産流通機構（以下「本流通機構」という。）諸規程の目的を達成する為に、物件登録及び情報検索に必要な事項を定め、もって本流通機構の情報交換事業の適正、かつ円滑な運営を図る。

(物件の登録)

第2条 会員及び会員外は、次の各号に掲げる媒介契約を締結したときは、当該各号に定められた期限内に本流通機構に対し媒介契約に基づく物件を登録しなければならない。

- (1) 専属専任媒介契約は締結後5日以内（当日及び休業日を含まず）。
- (2) 専任媒介契約は締結後7日以内（当日及び休業日を含まず）。
- 2 会員及び会員外は、一般媒介契約に基づく物件及び賃貸物件についても積極的に登録するものとする。
- 3 会員及び会員外は、自ら登録している物件について、重複して登録を行ってはならない。又、正当な事由なく削除、変更及び再登録を行ってはならない。

(物件登録の要件)

第3条 会員及び会員外は、本流通機構に物件の登録をする場合は、次の各号の要件を充たさなければならない。

- (1) 書面による媒介契約を締結し、媒介契約記載事項と登録記載事項が合致していること。
- (2) 登録しようとする物件の調査を行い、登録事項が適正かつ適法であること。

(登録物件)

第4条 本流通機構の登録物件は、沖縄県内に所在する物件とする。

(登録の特例)

第5条 本流通機構は、他都道府県協会会員から本流通機構を通して沖縄県内に所在する物件の登録依頼があったときは、代行登録により登録を行うものとする。

- 2 本流通機構は、会員及び会員外から沖縄県外に所在する物件の登録依頼があったときは、代行登録により登録ができるものとする。

(登録者)

第6条 本流通機構への登録は、会員による直接登録を原則とする。ただし、会員外の登録は本流通機構による代行登録とする。

(登録済証の送付)

第7条 会員及び会員外は、物件の依頼者に対し、公益社団法人 西日本不動産流通機構（以下「機構」という。）が発行する登録した物件の登録済証を遅滞なく送付しなければならない。

(報告義務)

第8条 会員及び会員外は、登録内容の変更、登録の撤回及び登録物件に成約があった場合は、事由の発生した日から2日以内（当日及び休業日は含まない。）に本流通機構を経由して機構に報告するものとする。

(登録期間)

第9条 会員及び会員外により登録された物件の登録期間は、媒介契約に定めている期間（媒介契約が有効な期間）とする。また、媒介契約による変更及び更新の場合はその期間とする。

(情報の検索)

第10条 会員は、本流通機構から検索により次の各号の情報提供を受けることができる。

- (1) 登録物件情報。
- (2) 成約物件情報。
- (3) 会員情報。
- (4) その他本流通機構が提供する情報。

(細則)

第11条 本流通機構は、この規程に定めるもののほか、物件登録及び情報検索に関し必要な事項について細則を定めるものとする。

附 則

1. この物件登録・情報検索規程は、平成24年12月11日から施行する。

物件登録・情報検索規程細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人沖縄県不動産流通機構（以下「本流通機構」という。）の物件登録・情報検索規程（以下「規程」という。）に基づき物件登録及び情報検索に必要な細則を定めることを目的とする。

(物件の登録)

第2条 会員及び会員外は、規程第2条1号及び2号の媒介契約を締結したときは、次の各号に掲げる確認及び調査後、当該各号に定められた期限内に本流通機構に対し媒介契約に基づく物件を登録しなければならない。

- (1) 売却依頼者への確認、聴取。
- (2) 官公署での権利関係及び設備等の調査、確認。
- (3) その他必要な調査。

(物件の要件)

第3条 本流通機構の定める登録様式の必須項目を全て満たす物とする。

- 2 個人情報の利用目的及び第三者提供など個人情報の取り扱いに関して本人(売主または貸主)の同意を得るものとする。

(成約物件情報の扱い)

第4条 会員及び会員外は、本流通機構から知り得た成約物件情報の第三者への提示、提供等の扱いについては、宅地建物取引業法第45条の守秘義務を遵守するものとする。

附 則

1. この物件登録・情報検索規程細則は、平成24年12月11日から施行する。